

京都市事業所の長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成20年3月31日

京都市長 門川大作

別表第1第2類の款環境局適正処理施設部の項中「埋立事業管理事務所」の右に「魚アラリサイクルセンター」を加える。

別表第2歴史資料館次長、職員研修センター副所長及び衛生公害研究所の課長の項及び課長、部長、産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長、発達障害者支援センター長、青葉寮長、児童療育センター所長、統括部長並びに総看護師長(衛生公害研究所の課長を除く。)の項中第8号を第9号とし、第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) ホームページの作成に関すること。

別表第2課長、部長、産業技術研究所工業技術センター及び繊維技術センターの企画課長、発達障害者支援センター長、青葉寮長、児童療育センター所長、統括部長並びに総看護師長(衛生公害研究所の課長を除く。)の項の次に次の1項を加える。

担当課長

- (1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。
- (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。
- (6) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。

(7) 担当事務に係る証明に関すること。

別表第2 児童福祉センター院長の項第1号中「及び立入調査等」を削り、同項第2号中「による立入調査等」を「(次号において「法」という。)第9条の3による臨検、搜索等」に改め、同号の次に次の1号を加える。

(3) 法第11条第4項による勧告に従わない場合の措置(法第28条第1項による措置に限る。)に関すること。

別表第2 保健所長の項第8号中「老人保健法による」を削る。

別表第3 事業所の長の項中第12号を第13号とし、第11号を第12号とし、第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) ホームページの作成に関すること。

別表第3 課長の項中第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) ホームページの作成に関すること。

別表第3 課長の項の次に次の1項を加える。

担当課長

- (1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。
- (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。
- (6) 担当事務に係る軽易な申請、届出、報告、照会、回答、通知等に関すること。
- (7) 担当事務に係る証明に関すること。

別表第3 東京事務所次長の項第2号中「証明」を「担当事務に係る証明」に改め、

同号を同項第7号とし、同項第1号中「軽易な」を「担当事務に係る軽易な」に改め、同号を同項第6号とし、同項に第1号から第5号までとして次の5号を加える。

- (1) 補佐職員の休暇、欠勤等の承認等に関すること。
- (2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。
- (3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし、職員団体及び労働組合の業務によるものを除く。
- (4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。
- (5) 担当事務に係るホームページの作成に関すること。

別表第3東京事務所の庶務を担当する次長の項中第1号から第4号までを削り、第5号を第1号とし、第6号を第2号とする。

別表第3交響楽団事務長の項中第15号を第16号とし、第12号から第14号までを1号ずつ繰り下げ、第11号の次に次の1号を加える。

- (12) ホームページの作成に関すること。

別表第3土木事務所長の項中第12号を第13号とし、第6号から第11号までを1号ずつ繰り下げ、第5号の次に次の1号を加える。

- (6) 道路法第58条による工事原因者に対する負担金の負担命令に関すること。

別表第3福祉事務所長の項に次の1号を加える。

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付に係る費用の徴収に関すること。

別表第3福祉事務所支援保護課長の項に次の1号を加える。

- (6) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律による支援給付の変更に関すること。

別表第3福祉事務所保護課長の項に次の1号を加える。

- (2) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

による支援給付の変更に関すること。

別表第4 中央保護所長の項の次に次の1項を加える。

保 育 所 長	(1) 延長保育、一時保育及び休日保育の利用承認等に関するこ と。
---------	--------------------------------------

附 則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

(総務局総務部文書課)